



深谷市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 21 年 6 月 策定

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の改正により)

平成 26 年 12 月 改定

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行により)

令和 8 年 3 月 改定

深 谷 市

目 次

目次

第1部	新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
1	背景	1
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の策定	1
(1)	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行	1
(2)	行動計画の策定	2
(3)	行動計画の対象	2
第2部	新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1	目的及び基本的な戦略	3
2	基本的な考え方	4
3	実施上の留意点	5
4	行動計画の主要7項目	7
(1)	実施体制	7
(2)	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	9
(3)	まん延防止	9
(4)	ワクチン	10
(5)	保 健	10
(6)	物 資	11
(7)	市民生活・市民経済の安定の確保	11
5	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	11
6	対策実施体制図	14
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	15
第1章	実施体制	15
第1節	準備期	15
第2節	初動期	16
第3節	対応期	16
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第1節	準備期	18

第2節 初動期	19
第3節 対応期	20
第3章 まん延防止	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	22
第3節 対応期	23
第4章 ワクチン	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	27
第3節 対応期	29
第5章 保健	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	33
第3節 対応期	33
第6章 物資	35
第1節 準備期	35
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	37
第3節 対応期	37
深谷市新型インフルエンザ等対策本部条例	40
用語集（五十音順）	42

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

1 背景

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。その後、同年2月には、県内でも最初の感染者が確認された。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）が改正され、新型コロナを同法の適用対象とし、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、国を挙げて取り組む体制が整えられた。

一方、発生当初は、この未知のウイルスに対し、治療薬やワクチンのめどが立たない中、対症療法としての対策を行わざるを得ない時期であった。市においても、国の緊急事態宣言の発令の元、不要不急の外出自粛要請や公共施設の利用制限などあらゆる行動制限をとり様々なイベント等を中止する措置をとることになり、市民生活や社会全体に多大な混乱をもたらした。

その後、令和3年5月から市のワクチン接種が開始されたが、開始当初はワクチン接種の需要に対して供給が追いつかない事態となり、市と医療機関を挙げて取り組む体制を整え、集団接種及び個別接種を実施した。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）上の5類感染症に位置付けられ、同日に深谷市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は解散した。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナに対峙（たいじ）してきたが、この経験を通じて強く認識したことは、感染症危機が、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。そして、感染症危機は新型コロナ対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が将来必ず発生するものであることを改めて認識した。

この新型コロナ対応を通じて蓄積したものを、今後想定される感染症危機対応に生かすため「深谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成21年6月策定、平成26年12月改定。以下、「市行動計画」という。）を見直し、これまでに培った知見を風化させることのないよう取り組んでいく。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の策定

（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成25年4月13日、特措法が施行された。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。）、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定地方公共機関等、及び事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

(2) 行動計画の策定

平成25年6月7日に、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下、「政府行動計画」という。)を策定した。

県では、それにあわせ、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、平成26年1月「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)を策定した。

県行動計画は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

こうした状況のもと、本市においても、特措法における新型インフルエンザへの対策等を明らかにするため、県行動計画を踏まえ、現行の市行動計画の抜本的な改定をすることとした。

市行動計画は、市が実施する措置を示し、新たな病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した時の対応を想定しつつ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

(3) 行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症は、以下の特措法の対象となる新型インフルエンザ等とする。

ア 新型インフルエンザ等

イ 指定感染症(当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

ウ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能である。また、他国で新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が強くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

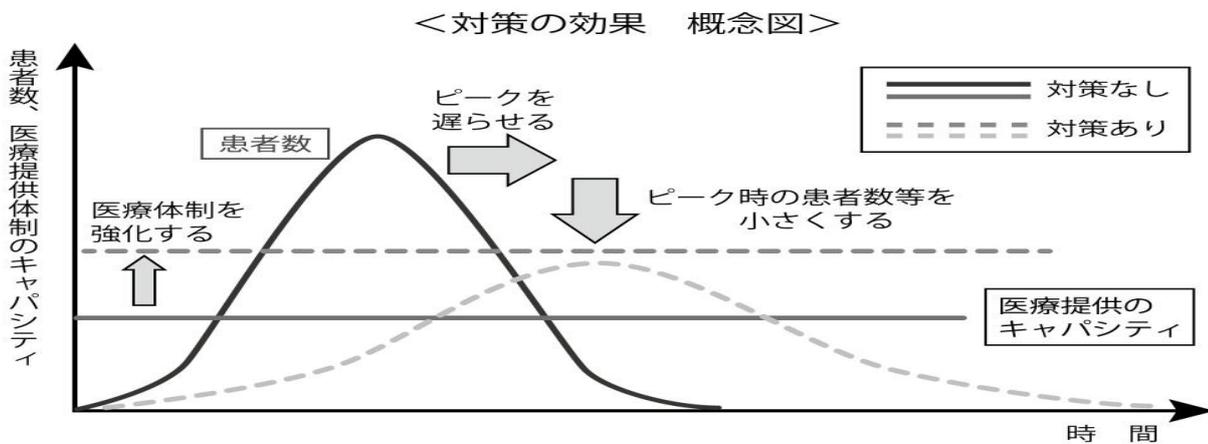
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、流行のピーク時には医療提供のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ア 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないよう、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ア 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- イ 市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。



(1) 対策の選択的实施

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、国・県の行動計画に基づき、次の点を柱として対策の選択肢を示すものとする。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、国及び県と協調しながら、実施すべき対策を決定する。

(2) 発生段階に応じた対応

【準備期】 発生前の段階（準備期）では、地域における医療提供体制の整備や、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

【初動期】 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

【対応期1】 政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期（以下、「発生の初期段階」という。）（対応期1）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、強度の高いまん延防止対策を実施する。このとき、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へ切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

【対応期2】 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期2）では、国、県、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。

このため、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していく。

【対応期3】 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期3）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

【対応期4】 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期4）を迎える。

3 実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に特措法その他の法令、国及び県の行動計画又は事業継続計画に基づき、国や県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進、市の業務改革及びDX化等を行う。

（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（3）基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することを基本とし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民及び市内事業者（以下、「市民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第5条）。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であるなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）、政府対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設、児童養護施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備える。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、県及び市町村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 感染症拡大時のデジタル技術の活用

感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。

特に、感染症拡大時において、人との直接的な接触を伴うことなく医療をはじめとした社会経済活動を、デジタル技術を通じて維持することが期待できる。

(9) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成のうえ、適切に保存し、公表する。

4 行動計画の主要7項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、庁内関係部局や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 実施体制		
準備期	初動期	対応期
<p>① 実践的な訓練の実施 ・関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携および業務フローを確認</p> <p>② 人材育成・体制整備・強化 ・新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成等を行う</p> <p>③ 関係団体との連携強化 ・医師会等の関係団体、近隣市町村等平時から情報を共有し、連携体制を構築</p> <p>④ 行動計画の見直し ・計画を定期的に見直し、進行管理を実施</p>	<p>① 新型インフルエンザ等の発生疑いの場合 ・国内外の発生状況等の情報収集 ・必要に応じた市対策本部の設置に向けた準備</p> <p>② 新型インフルエンザ等の発生確認の場合 ・政府対策本部、県対策本部設置後、必要に応じ市対策本部(※1)を設置</p>	<p>① まん延防止等重点措置・緊急事態措置 ・県、関係団体等と連携を図りつつ総合的に対策を推進 ・市対策本部において、各種事業について検討し、必要な措置を講ずる要請又は命令をする</p>

※1 市対策本部

ア 市対策本部の設置・運営

国内等で新型インフルエンザ等が発生し、特措法に基づく政府対策本部長による「緊急事態宣言」がされた場合は、特措法及び深谷市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年深谷市条例第7号）に基づき、市長を「本部長」とする「市対策本部」を設置する。本部長は必要に応じ、市対策本部会議を招集し速やかに事案対応を行う。

(ア) 組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	秘書室長、企画財政部長、総務部長、協働推進部長、渋沢栄一政策推進部長、市民生活部長、福祉健康部長、こども未来部長、産業振興部長、環境水道部長、都市整備部長、消防本部消防長、議会事務局長、行政委員会事務局長、農業委員会事務局長、教育部長、会計管理者及び市長が指名する職員

(イ) 所掌事務

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染防止及び市民生活の確保に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関すること。
- ・ 職員の配置に関すること。
- ・ 関係機関等の連絡調整及び連携に関すること。
- ・ その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること。

(ウ) 事務局…保健センター

イ 深谷市新型インフルエンザ等対策推進会議の設置・運営

新型インフルエンザ等未発生期であり、海外で新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが人から人への感染は基本的にない段階においては、これらのインフルエンザの発生動向を把握し、新型インフルエンザ等発生に備えて全市的な体制を整備し、対策を総合的に推進するため、副市長を責任者とする「深谷市新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下、「市対策推進会議」という。）を設置する。

新型インフルエンザ等対策は、市民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断治療など、市として、各部局との横断的な連携が求められるだけでなく、新型インフルエンザ等発生に備え、事前に対応を検討しておくことが非常に大切であるため、市行動計画を随時見直しながら、同推進会議を中心に、全市的な体制を整備し、国及び県等と連携し、対策を総合的に推進する。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	初動期～対応期
<p>① 感染対策等の情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、広く市民等に対し丁寧に情報提供・共有 ・高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した媒体や方法を整理 <p>② 双方向のコミュニケーションの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を集約し一元的に情報を発信する体制の整備 ・関係部局間での情報共有体制の整備 ・コールセンター設置の準備 <p>③ 偏見・差別、偽・誤情報の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者やその家族等が責められることが無いよう、またSNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発 	<p>① 感染対策等の情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用 ・発熱外来等の医療提供体制に関する周知 <p>② 双方向のコミュニケーションの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策推進会議等を設け、情報の収集・集約、情報共有を図る ・コールセンター等の相談を通じ、受取手の反応や関心を把握 ・相談体制の構築、継続 <p>③ 偏見・差別、偽・誤情報の啓発を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発するとともに、正確な情報の周知・提供 <p>④ 感染症対策の見直しに伴う説明の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応期においては、早期の感染拡大防止に必要な対策を周知 ・感染拡大防止措置等の見直しについて、高齢者や子ども等に配慮し分かりやすく説明 ・平時への移行に伴う医療提供対策や感染対策の見直し等について、丁寧に情報を提供

(3) まん延防止		
準備期	初動期	対応期
<p>市民等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る不要不急の外出自粛等、個人や事業者に対する感染対策について、市民等への理解促進を図る 	<p>対策実施の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく対応の準備 	<p>時期に応じた対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県の方針や緊急事態宣言措置の状況に応じた対応

(4) ワクチン	
準備期	初動期～対応期
<p>① 供給体制の構築 ・国が管理・供給するワクチンを念頭に県と連携方法や役割分担について協議</p> <p>② 接種体制の構築 ・医療従事者の確保等国の整理を踏まえ、速やかにワクチンを接種するための体制を構築 ・医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練を実施</p> <p>③ 予防接種、ワクチンに対する情報提供 ・ワクチンの意義、安全性等についてウェブサイト、SNS等を通じて周知</p> <p>④ DXの推進 ・医療機関からの電子的な接種記録の入力等、国が整備するシステムを活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制を構築</p>	<p>① 接種体制の構築 ・医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制を構築 ・感染状況を踏まえ、必要に応じ医療機関以外の接種会場の増設等を検討</p> <p>② 接種の実施 ・医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種については、国の方針を踏まえ、県と連携し着実に実施 ・対応期においては、流行株の変異に留意し、追加接種の必要な場合も含め、継続的な接種体制を整備</p> <p>③ 予防接種、ワクチンに関する情報提供 ・対応期において、市民に対し、副反応疑い報告による分析や最新の科学的知見の情報を提供 ・健康被害に対する速やかな救済に向けた制度を周知</p>

(5) 保 健	
準備期	初動期～対応期
<p>① 多様な主体との連携体制構築 ・平時から県、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化</p> <p>② 情報提供・共有体制を整備 ・感染症有事の際に、速やかに情報提供・共有できる体制構築の準備</p>	<p>① 感染症有事体制への移行 ・初動期において、新型インフルエンザ等の発生公表後に予想される業務について準備</p> <p>② 情報発信・共有の実施 ・初動期において、コールセンターの設置等による対応を開始するとともに、市民等に対する情報提供・共有体制を構築し、対応期も継続</p> <p>③ 感染状況に応じた取組 ・感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対応業務を実施</p>

(6) 物 資	
準備期	
<p>① 感染症対策物資等の備蓄の推進・維持、備蓄状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等を備蓄、あわせて、医療機関等に対し必要な感染症対策物資等の備蓄を要請 ・備蓄に当たっては、流通備蓄も含め、効率的な対応を検討 <p>② 備蓄する个人防护具の基準等に係る情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・个人防护具の質的担保を目的に、適切に情報を共有 	

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保	
準備期	初動期～対応期
<p>① 情報共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、指定地方公共機関及び関係業界団体との情報共有体制を整備 <p>② 行政手続等におけるDXの推進、適切な仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等の支援実施について、迅速かつ簡易なものとなるような仕組みを整備 <p>③ 事業者の業務継続に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画策定を支援、柔軟な勤務形態導入を勧奨 <p>④ 必要な物資の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資及び生活必需品を備蓄 <p>⑤ 要配慮者への生活支援の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、要配慮者への生活支援手続きを事前に規定 	<p>① 事業継続に向けた準備・実施の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期においては、事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策の準備を要請 ・対応期においては、その実施を要請 <p>② 生活関連物資等の安定供給に関する要請、必要な措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期においては、市民及び事業者に対して、生活関連物資等の安定供給について要請 ・対応期においては、供給の確保や便乗値上げ防止等を要請 <p>③ 新型インフルエンザ等の発生により生じた影響緩和に係る支援の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応期において、専門家との議論を通じ、金銭債務の支払い猶予、雇用に関する支援等、影響緩和に係るその他の支援を検討し必要な措置を実施 <p>④ 要配慮者に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応期において、必要に応じ要配慮者への対応を実施

5 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国
<p>新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。</p> <p>また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。</p>

【新型インフルエンザ等発生前】

- ・政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及びそれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・政府対策本部の基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。
- ・国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供、共有を行う。

(2) 県

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。

新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

【新型インフルエンザ等発生前（平時）】

- ・医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。
- ・民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する。
- ・埼玉版FEMAの訓練を毎年度実施し、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保する。
- ・感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析をふくめた調査研究を行う。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・県対策本部を設置し政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携する。
- ・市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供する。
- ・地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進する。

(3) 市町村

県と同様、新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、住民に最も近い行政単位として、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活を支援する。

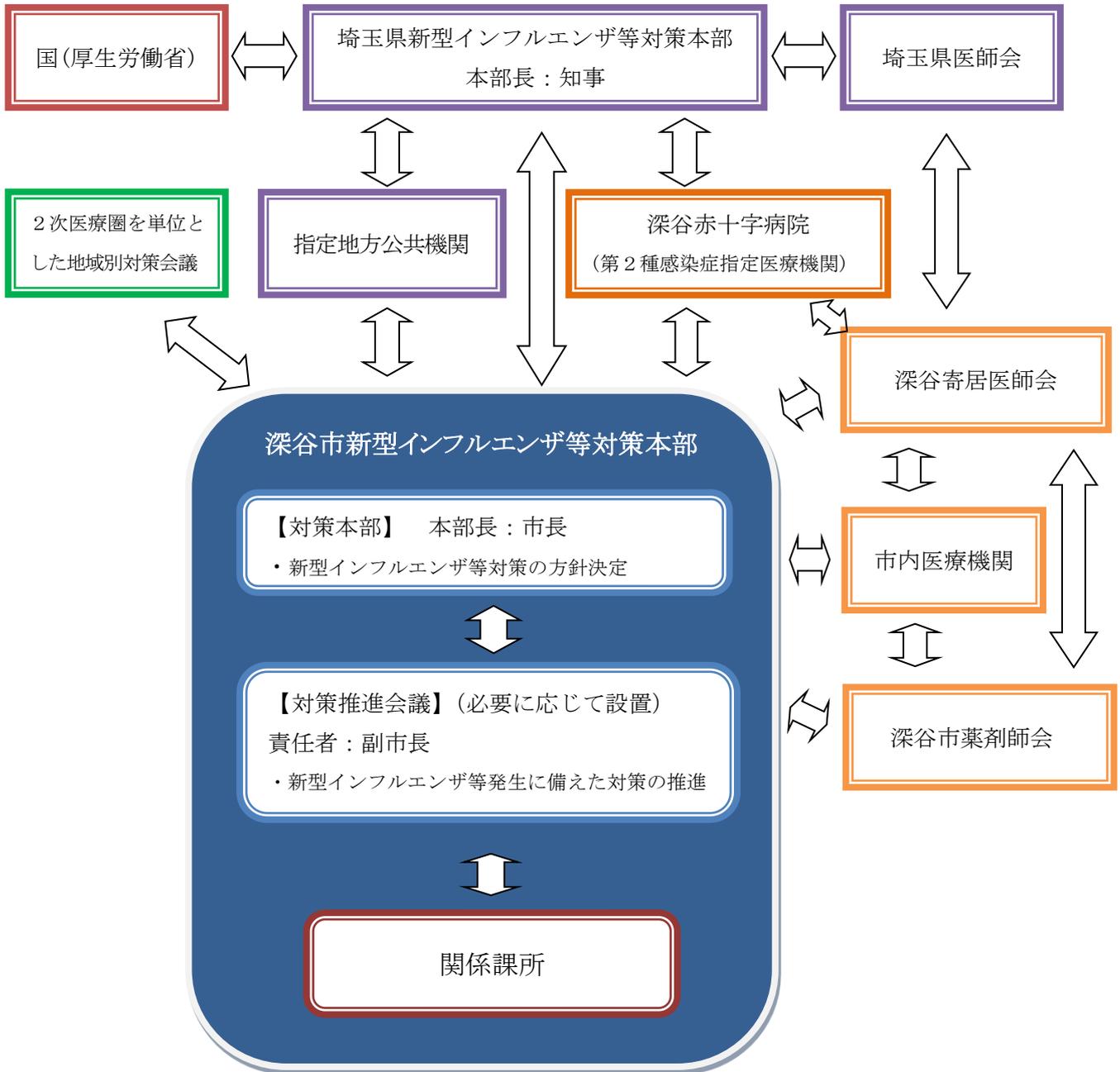
【新型インフルエンザ等発生時】

- ・国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言を受けて、市対策本部を設置する。
- ・要援護者への支援等に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

<ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施に当たっては、県、近隣市町や関係機関と緊密な連携を図る。
<p>(4) 医療機関</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と医療措置協定を締結し、地域における医療提供体制を構築する。 ・院内感染対策の研修、訓練を実施する。 ・個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等を確保する。 ・新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画を策定する。 ・連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を推進する。 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。
<p>(5) 指定地方公共機関</p> <p>指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
<p>(6) 登録事業者</p> <p>特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けている者。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策の実施 ・重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の指示により臨時に予防接種を実施 ・事業活動の継続
<p>(7) 一般の事業者</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p>また、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行う等、対策を行う。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う事業者は、感染防止措置を徹底
<p>(8) 市民</p> <p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混みを避ける）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。</p> <p>また、発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品・食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を入手する。 ・感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施する。

6 対策実施体制図

発生時の体制



第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全国一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関の連携を強化する。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
1-1 実践的な訓練の実施 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	保健センター 総務防災課
1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化 ① 市行動計画は、国・県の支援を活用しながら作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	保健センター
② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、市の業務継続計画を作成・変更する。	総務防災課 企画課 人事課 全部局
③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。	保健センター
④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行う。	保健センター
1-3 国、県及び地方公共団体等の連携の強化 ① 市は、県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。また、必要に応じて他の市町村との連携体制を構築する。特に、市境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。	保健センター 総務防災課
② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。	保健センター

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市対策本部の設置準備を進め、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ① 市は、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生が公表され、特措法第15条に基づき政府対策本部が設置された場合は、必要に応じ、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。	保健センター 市対策推進会議*を引き継ぐ
② 市は、必要に応じ、第1章第1節（準備期）（2）1-2及び1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。	保健センター 総務防災課 企画課 人事課
2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 市は、国による財政支援を有効活用するほか、財源を確保し、所要の準備を行う。	財政課 保健センター

※市対策推進会議…P. 8

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し収束するまで、途中の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）を踏まえ、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、重症者・死亡者の極小化及び社会経済活動との両立を図りながら感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>3-1 職員の派遣、応援への対応</p> <p>市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。さらに、特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要な場合は、他の市町村や県に応援を求める。また、県から市に対し、要請があった場合には、これに対応する。</p>	企画課 人事課
<p>3-2 必要な財政上の措置</p> <p>市は国による財政支援を有効活用するほか、財源確保を通じて必要な対策を実施する。</p>	財政課
<p>3-3 緊急事態宣言の手続</p> <p>市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する。市対策本部長は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。</p>	保健センター
<p>3-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制</p> <p>市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を解散する。</p>	保健センター

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、市は、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>1-1 感染症に関する情報提供・共有</p> <p>市は、新型コロナの取組を風化させることのないよう、平時から県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、市民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p>	保健センター 秘書課
<p>1-2 偏見・差別等に関する啓発</p> <p>市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p>	保健センター 人権政策課

<p>1-3 偽・誤情報に関する啓発</p> <p>市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。</p>	<p>保健センター 秘書課</p>
<p>1-4 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進</p> <p>市は、市民のニーズに応じた相談体制を構築するためコールセンター等を設置する準備を進める。</p>	<p>保健センター 総務防災課</p>

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <p>市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。</p>	<p>保健センター 秘書課</p>
<p>2-2 双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。</p>	<p>保健センター 総務防災課</p>

<p>2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応</p> <p>市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。</p>	<p>保健センター 人権政策課</p>
---	-------------------------

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <p>市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。</p> <p>その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。</p>	<p>保健センター 秘書課</p>
<p>3-2 双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。</p>	<p>保健センター 総務防災課</p>

3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

保健センター
人権政策課

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や市内事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
1-1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。	保健センター 総務防災課 学校教育課 保育課 こども青少年課 長寿福祉課 障害福祉課

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
2-1 市内でのまん延防止対策の準備 市は、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。	全部局

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えて対応する。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
3-1 まん延防止対策 市は、情報分析やリスク評価等に基づき、病原体の性状、変異の状況、感染状況及び市民の免疫状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。	保健センター

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に集団接種を運用できるよう関係機関との調整を行う。

ワクチンの接種体制について、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、市は、国及び県のほか、市内医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当								
<p>1-1 ワクチンの接種に必要な資材の準備</p> <p>市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。</p> <p style="text-align: center;">表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材</p> <table border="1" data-bbox="172 920 1158 1807"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 920 663 972">【準備品】</th> <th data-bbox="663 920 1158 972">【医師・看護師用物品】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 972 663 1178"> <input type="checkbox"/>消毒用アルコール <input type="checkbox"/>トレイ（バット） <input type="checkbox"/>体温計 <input type="checkbox"/>医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/>手指消毒剤 <input type="checkbox"/>救急用品 </td> <td data-bbox="663 972 1158 1178"> <input type="checkbox"/>マスク <input type="checkbox"/>使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/>聴診器 <input type="checkbox"/>ペンライト <input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/>膿盆 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1178 663 1469"> <ul style="list-style-type: none"> ・AED ・血圧計等 ・輸液セット ・生理食塩水 ・静脈路確保用品 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 </td> <td data-bbox="663 1178 1158 1469"> <p style="text-align: center;">【文房具類】</p> <input type="checkbox"/>ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/>日付印・会場印 <input type="checkbox"/>スタンプ台 <input type="checkbox"/>電卓 <input type="checkbox"/>タイマー <input type="checkbox"/>はさみ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1469 663 1807"> <input type="checkbox"/>簡易ベッド（体調不良者用） </td> <td data-bbox="663 1469 1158 1807"> <p style="text-align: center;">【会場設営物品】</p> <input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>温度計 <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/>耐冷手袋等 </td> </tr> </tbody> </table>	【準備品】	【医師・看護師用物品】	<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> トレイ（バット） <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆	<ul style="list-style-type: none"> ・AED ・血圧計等 ・輸液セット ・生理食塩水 ・静脈路確保用品 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<p style="text-align: center;">【文房具類】</p> <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印・会場印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> 電卓 <input type="checkbox"/> タイマー <input type="checkbox"/> はさみ	<input type="checkbox"/> 簡易ベッド（体調不良者用）	<p style="text-align: center;">【会場設営物品】</p> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 温度計 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等	保健センター
【準備品】	【医師・看護師用物品】								
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> トレイ（バット） <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆								
<ul style="list-style-type: none"> ・AED ・血圧計等 ・輸液セット ・生理食塩水 ・静脈路確保用品 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<p style="text-align: center;">【文房具類】</p> <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印・会場印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> 電卓 <input type="checkbox"/> タイマー <input type="checkbox"/> はさみ								
<input type="checkbox"/> 簡易ベッド（体調不良者用）	<p style="text-align: center;">【会場設営物品】</p> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 温度計 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等								

<p>1-2 ワクチンの供給体制</p> <p>市は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。</p>	<p>保健センター</p>
<p>1-3 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）</p> <p>①登録事業者の登録に係る周知</p> <p>市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続きについて、国が行う市内事業者に対する周知に協力する。</p> <p>②登録事業者の登録</p> <p>市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続きについて、必要に応じ国に協力する。</p> <p>また、市は、登録事業者の対象の決定について、必要に応じその拡大等について国に対し県を通じて要請する。</p>	<p>保健センター</p>
<p>1-4 接種体制の構築</p> <p>1-4-1 接種体制</p> <p>市は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。</p> <p>1-4-2 特定接種（国が緊急の必要があると認める場合に限り）</p> <p>市は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。</p> <p>1-4-3 住民接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項による臨時接種をいう）</p> <p>①市は、国や県の協力のもと、市内に居住する者（表2を参考）に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図れるよう平時から準備する。</p> <p>②市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関との委託契約等を通じて居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を進める。</p> <p>③市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、</p>	<p>保健センター</p>

接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。	
1-5 情報提供・共有 市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国や県とともにウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。	保健センター 秘書課
1-6 DXの推進 市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。	保健センター

表2 接種対象者（令和7年4月1日現在の人口で試算）

		住民接種対象者	対象者試算方法
A	総人口	140,418人	年齢階層別人口
B	基礎疾患のある者	9,829人	人口の7%
C	妊婦	728人	母子健康手帳届出数（正規交付）
D	幼児	4,431人	年齢階層別人口（1歳以上6歳未満）
E1	乳児	723人	年齢階層別人口（1歳未満）
E2	乳児保護者	1,446人	年齢階層別人口（1歳未満）×2 ※乳児の両親として対象人口の2倍に相当
F	小・中学生、 高校生相当	13,976人	年齢階層別人口（6歳以上19歳未満）
G	高齢者	42,818人	年齢階層別人口（65歳以上）
H	成人	66,467人	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>2-1 接種体制の構築</p> <p>市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。</p> <p>2-2 ワクチンの接種に必要な資材</p> <p>市は、第4章第1節(2) 1-1において必要と判断し準備した資材について、表1を参考に適切に確保する。</p> <p>2-3 接種体制</p> <p>2-3-1 特定接種</p> <p>市は、接種に携わる医療従事者について医師会等の協力を得て確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。</p> <p>2-3-2 住民接種</p> <p>① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。</p> <p>② 接種の準備に当たっては、保健センターの平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。</p> <p>③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の福祉事務所、市の福祉部局内で連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を長寿福祉課や障害福祉課又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は保健センターと連携し行うこと等）が考えられる。</p> <p>なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検</p>	<p>保健センター 長寿福祉課 障害福祉課 人事課 企画課 警防課 生涯学習スポーツ振興課 学校教育課</p>

討する。

④接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

⑤市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公民館・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

⑥市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、長寿福祉課や障害福祉課、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

⑦市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

⑧医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、開設状況に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

⑨接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、医療機

保健センター
長寿福祉課
障害福祉課
人事課
企画課
警防課
生涯学習スポーツ振興課
学校教育課

<p>関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、準備期（２）所要の対応の表１を参考に、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。</p> <p>⑩感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。</p>	<p>保健センター 長寿福祉課 障害福祉課 人事課 企画課 警防課 生涯学習スポーツ振興課 学校教育課</p>
---	---

第3節 対応期

（１）目的

市は、県や医療機関等の協力を得ながら、国が確保したワクチンの実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（２）所要の対応

対 策	主な担当
<p>3-1 接種体制</p> <p>①市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。</p> <p>また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。なお、国により職域接種の方針が示された場合は、事業者に対し、実施に関する正確かつ迅速な情報提供を行う。</p> <p>②市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。</p>	<p>保健センター 学校教育課 保育課 こども青少年課 長寿福祉課 障害福祉課 消防総務課</p>
<p>3-2 地方公務員に対する特定接種</p> <p>国が特定接種の実施及び実施方法の決定を行った場合には、市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。</p>	<p>保健センター 人事課 消防総務課</p>

<p>3-3 住民接種</p> <p>①予防接種の準備 市は、国や県と連携し、接種体制の準備を行う。</p> <p>②予防接種体制の構築 市は、すべての市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。</p> <p>③接種に関する情報提供・共有 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市民等に対し、接種に関する情報を提供・共有する。</p> <p>④接種体制の拡充 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、公民館、保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。 また、高齢者施設等の入所者等接種会場での接種が困難なものが接種を受けられるよう、長寿福祉課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。</p> <p>⑤接種記録の管理 市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。</p>	<p>保健センター 学校教育課 生涯学習スポーツ振興課 保育課 こども青少年課 長寿福祉課 障害福祉課</p>
<p>3-4 副反応疑い報告等 市は、国や県との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行う。</p> <p>3-5 健康被害に対する速やかな救済 市は、国や県の協力を得ながら、予防接種の実施により健康被害が生じた者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。</p> <p>①市は、国の示す手引きやQ&Aなどを活用し、申請等に応じて、手続の迅速化に努める。また、国や医療機関と緊密に連携しながら、予防接種健康被害救済制度の周知に取り組む。</p> <p>②市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。</p> <p>3-6 情報提供・共有 市は、国や県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性や安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について、積極的にリスクコミュニ</p>	<p>保健センター</p>

<p>ケーションを行う。</p> <p>なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努めるとともに、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。</p>	保健センター
--	--------

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事における危機の中核となる保健所、衛生研究所等を含む県が担う感染症発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を把握する体制の構築に協力する。

また、県が収集・分析した感染症に係る情報を市民等に積極的に提供できるよう、感染症有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>1-1 体制の整備</p> <p>①多様な主体との連携体制の構築 市は新型インフルエンザ等の発生に備え、保健所主催の会議等を活用し、平時から保健所や消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。</p> <p>さらに、感染症有事において県等が実施する陽性者への対応（食事の提供、宿泊施設の確保等）にかかる協力について、市内事業者等との連携体制も構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。</p> <p>②健康観察への協力体制 県が実施する健康観察について県から要請を受けた場合においては、協力できるよう体制を整備する。</p>	<p>保健センター 福祉政策課 警防課 商工振興課</p>
<p>1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>①市は、国から提供された情報をはじめ、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動や対策等について、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。</p> <p>また、市民への情報提供・共有方法や、市民からの相談体制の整備方法やリスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い感染症有事の際に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。</p> <p>②市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理する。</p> <p>③市は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。</p>	<p>保健センター 総務防災課 学校教育課 保育課 長寿福祉課 障害福祉課 協働推進課</p>

<p>④市は、県等と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人や視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事において適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。</p>	保健センター 総務防災課 学校教育課 保育課 長寿福祉課 障害福祉課 協働推進課
---	--

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備をすすめることが重要である。また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>2-1 市民等への情報発信・共有の開始</p> <p>①市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対し、必要に応じ、国や県等が設置する相談センター、及び適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう、これを周知する。</p> <p>②市は、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を市民等へ周知するとともに、Q&Aの公表や市民等向けコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、双方向的なコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有する。</p>	保健センター 秘書課 総務防災課

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に市が定める本計画並びに県等が定める予防計画、準備期に整理した医療機関等の関係機関、専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすと同時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>3-1 主な対応業務の実施</p> <p>市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、県や保健所、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下の3-1-1から3-1-3までに記載する感染症対応業務を実施する。</p> <p>3-1-1 相談対応</p> <p>市は、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえ、必要に応じ、県等が設置する相談センターや発熱外来等のある医療機関の受診につなげる。</p> <p>3-1-2 健康観察及び生活支援</p> <p>①市は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者等や濃厚接触者の健康観察に協力する。</p> <p>②市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。</p> <p>3-1-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <p>①市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。</p> <p>②市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。</p> <p>3-2 感染状況に応じた体制への協力</p> <p>①市は、県や保健所等の感染症有事体制への移行状況を適時適切に把握し、県等による応援派遣要請があつた際には、必要に応じ協力する。</p> <p>②市は、県等が医療提供体制に基づき実施する自宅療養者への食事の提供等に協力する。</p>	<p>保健センター 福祉政策課 長寿福祉課 障害福祉課 保育課 学校教育課 協働推進課</p>

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、感染症有事において欠かせないものである。そのため、市は感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
1-1 感染症対策物資等の備蓄等 ①市は、市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	保健センター 総務防災課 その他関係部局
②消防機関は、国及び県の要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護服の備蓄を進める。	警防課

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市内事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関等及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要対応

対 策	主な担当
<p>1-1 情報共有体制の整備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携、また内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p>	<p>保健センター その他関係部局</p>
<p>1-2 支援実施に係る仕組みの整備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。</p> <p>また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。</p>	<p>保健センター 総務防災課 福祉政策課 ICT推進室 協働推進課 長寿福祉課 その他関係部局</p>
<p>1-3 物資及び資材の備蓄等</p> <p>①市は、市行動計画又は業務計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。</p> <p>なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。</p> <p>②市は、市内事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。</p>	<p>保健センター 総務防災課 福祉政策課</p>
<p>1-4 生活支援を要する者への支援等の準備</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応及び要配慮者の把握等について、県と連携して行う。</p>	<p>福祉政策課</p>

<p>1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備</p> <p>市は県と連携し、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。</p>	<p>市民課 (葬祭施設深丘園)</p>
---	--------------------------

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市内事業者や市民に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>2-1 事業継続に向けた準備等の要請</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じ、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。</p>	<p>保健センター 総務防災課 人事課 ICT推進室 その他関係部局</p>
<p>2-2 遺体の火葬・安置</p> <p>市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p>	<p>市民課 (葬祭施設深丘園)</p>

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 所要の対応

対 策	主な担当
<p>3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応</p> <p>3-1-1 心身への影響に関する施策</p> <p>市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。</p>	<p>保健センター 福祉政策課 長寿福祉課 保育課 こども青少年課 学校教育課 教育総務課 その他関係部局</p>

<p>3-1-2 生活支援を要する者への支援</p> <p>市は、必要に応じ、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等について県と連携して行う。</p>	<p>保健センター 福祉政策課 長寿福祉課 障害福祉課 保育課</p>
<p>3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援</p> <p>市は、新型インフルエンザ等の対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。</p>	<p>こども青少年課 学校教育課 教育総務課 その他関係部局</p>
<p>3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>①市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、買占めや売り惜しみなどがないよう、市民に適切な行動を促すための周知啓発を行うとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</p> <p>②市は、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>③市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ又は生じる恐れがあるときは市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。</p> <p>④市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。</p>	<p>商工振興課 その他関係部局</p>
<p>3-2 埋葬・火葬の特例等</p> <p>市は、第7章第2節（初動期）2-2の対応を継続して行うとともに、必要に応じ、以下の①から③までの対応を行う。</p> <p>①市は、国、県の要請に応じ、市内の火葬炉について可能な限り稼働させる。</p> <p>②市は、国、県の要請に応じ、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。</p> <p>③市は遺体の埋葬及び火葬については、墓地や火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し遺体の搬送の手配等を実施する。</p>	<p>市民課 (葬祭施設深丘園)</p>
<p>3-3 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</p> <p>①事業者に対する支援</p> <p>市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた市内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。</p>	<p>商工振興課 その他関係部局</p>

<p>3-4 地方公共団体及び指定地方公共機関等による市民生活及び市民経済の安定に関する措置</p> <p>以下の事業者である市又は指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画、業務計画で定めるところにより必要な措置を講ずる。</p> <p>①水道事業者である市は別に定める計画にて水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる。</p>	<p>企業経営課 水道工務課</p>
---	------------------------

深谷市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月28日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、深谷市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(第4項において「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日(平成25年4月13日)から施行する。

用語集（五十音順）

用語	内 容
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
衛生研究所	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）のこと。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染者	市行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症にり患した者をいう。なお、感染者には無症状者等り患したことに無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、り患したことが判明した者をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等（医薬品でないもの）が含まれる。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事

	態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
市民等	市民及び市内事業者。
埼玉版FEMA	発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。 感染症危機対応において、埼玉版FEMAは、本行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより“関係機関同士の強固な連結を推進”し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。
指定地方公共機関	特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。
指定地方公共機関等	指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。